

斑尾高原簡易水道の飯山市水道事業への経営統合について

建設水道部 上下水道課

1 背景

斑尾高原簡易水道事業(以下「斑尾簡水」)は現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、平成27年1月27日付総務大臣通知「公営企業会計の適用推進について」、平成31年1月25日付「公営企業会計の適用の更なる推進について」に従い、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計を適用(以下「法適化」)することとしました。

総務大臣通知(総財公第9号 平成31年1月25日)の主な内容

- ・平成31年度から平成35年度(令和5年度)までを公営企業会計適用の「拡大集中取組期間」とする。
- ・人口3万人未満の団体について、特に下水道事業及び簡易水道事業は、上記期間内に公営企業会計への移行を要請。^{*1}

*1:廃止・統合を予定している事業は対象外

2 法適化の効果

公営企業会計を適用することにより、民間企業と同様の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)を作成することになります。事業全体の経営、資産等を把握することができ、より将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握が可能になります。

3 法適化の方針

斑尾簡水は、以下の理由から、単独で法適化することは困難であると判断し、飯山市水道事業へ統合することにより法適化を図ることとしました。

(理由)

- ・給水人口が少なく、料金収入が多く見込めない、小規模で経営が厳しい事業であること
- ・斑尾簡水は、特定簡易水道に該当し、水道事業と統合しない場合には国庫補助の対象外となること
- ・法適化しない場合は、地方財政措置等の一部が受けられなくなる
- ・企業債については統合によっても従前と同じ取り扱いとなること
- ・他の簡易水道事業はすべて水道事業に統合していること

(この方針は令和6年(2024年)10月に飯山市ホームページ上で公開しています。)

4 水道料金について

(1)適用する料金表について

斑尾簡水は昭和40年代に長野県企業局から移管された事業です。既に設備等が整備されていたことにより初期投資を抑えられたため、料金は長年、安価のまま維持してきました。

水道事業との経営統合後は、公平性を保持するため、水道事業の料金表を適用することになります。

しかし現在、以下右表のとおり斑尾簡水の料金表は飯山市水道事業の料金表と比較し、非常に割安な設定となっています。

金額差が大きいことから、経営統合初年度から料金を統一するのは困難と判断し、2年間の経過措置を設ける中で、段階的に上水道料金に金額を近づけ、3年目で料金を統一することとします。

【水道料金表 税込】

上水道料金表

量水器の 口径別	基本料金（月額）		超過料金 (1㎡につき)
	金 額	基本水量	
13 mm	1,990円	1ヶ月 10㎡まで	230円
20 "	2,095円		
25 "	2,200円		
30 "	2,618円		
40 "	3,142円		
50 "	4,190円		
75 "	5,237円		
100 "	6,285円		

斑尾簡水料金表

区 分	料 金	
基本料金	1ヶ月 10㎡ まで	2,095円
超過料金	1㎡につき 115円	

統合

【各水道事業における料金体系の特徴】

項目	上水道	斑尾簡水
基本水量	いずれも 10 ㎡で差異なし	
基本料金	口径別に異なる	口径によらず一律
従量料金	230 円	115 円 ※上水道の 1/2

(2) 具体的な料金激変緩和措置について

下記のとおり、基本料金(口径別)は統合初年度より適用するが、従量料金は 2 年間の経過措置後、3 年目に統一します。

項目	措置
基本料金	飯山市水道事業への統合と同時に口径別料金を適用
従量料金	2年間の経過措置を設け3年目に料金を統一する 令和 8 年度 115 円/㎡(現在) 令和 9 年度 140円/㎡(経過措置 1 年目) 令和 10 年度 185 円/㎡(経過措置 2 年目) 令和 11 年度 230円/㎡(料金統一)
備考	・同じ水道事業は同じ水道料金であることで公平性を保持する必要がある。 ・斑尾以外の簡易水道が水道事業に経営統合した際は、経過措置を設けなかった事例を踏まえ、経過措置は長期とせず2年間とする。 ・斑尾簡水の料金が飯山市水道事業と比較して安価で維持してきた理由や、経年により老朽管更新等設備投資、漏水修繕、日常管理業務など、事業運営にかかる必要経費の負担が年々大きくなってきていること、近隣の妙高市の水道料金と比較しても飯山市水道の料金は割高になっていない(割安な場合が多い)ことなどを契約者に伝え、理解を得られるよう努める。

5 今後の予定

○令和 8 年(2026年)8月 24 日(月) 議会全員協議会

○令和 8 年(2026年)9 月～ 住民・企業向け説明

① 区長(飯山市側、妙高市側)

② 区民(飯山市側、妙高市側)

③ 観光協会

④ 大口契約者(値上げの影響を強く受けるため)

○令和 9 年(2027 年)4 月

斑尾簡水が飯山市水道事業へ経営統合